

(電子メール施行)

薬 第 4 7 3 号  
令和 6 年 8 月 1 4 日

公益社団法人宮城県医師会会長  
一般社団法人宮城県歯科医師会会長  
一般社団法人宮城県薬剤師会会長  
宮城県病院薬剤師会会長  
一般社団法人日本保険薬局協会会長  
一般社団法人日本チェーン  
ドラッグストア協会宮城県支部長  
宮城県医薬品配置協議会会長  
宮城県医薬品卸組合理事長

殿

宮城県保健福祉部長  
(公印省略)

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
第 76 条の 6 の 2 第 1 項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定  
薬物等である疑いがある物品」の改正について（通知）

本県の薬事行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、別添のとおり厚生労働省医薬局長から通知がありましたので、御承知願います。

担当：薬務課監視麻薬班 渡部
電話：022-211-2653
FAX：022-211-2490